

今月の経理情報

2004年9月

今回のテーマ： 保証債務の履行による資産の譲渡の特例

法人の代表者等が保証債務を履行するために不動産等を譲渡した場合、原則として譲渡所得税が課されます。

つぎの「保証債務履行の特例」の適用要件すべてに合致している場合、求償権を行使できなくなった部分の金額は、譲渡収入がなかったものとされます。

| | 適用要件 | 留意点 |
|---|-----------------------------|--|
| 1 | 債務を保証していたこと | 会社が債務超過の状態などで求償権を行使できないことが明らかであるにもかかわらず債務を保証した場合には、特例は適用されません。 |
| 2 | 「保証債務を履行するため」に資産を譲渡し、履行したこと | 銀行などから借入れた資金でいったん保証債務を履行した後、その借入金の返済のために資産の譲渡をした場合は、保証債務の履行からおおむね1年以内に資産の譲渡が行われていれば、「保証債務を履行するため」の資産の譲渡として取り扱われます。 つぎのような場合は、「保証債務を履行するため」の資産の譲渡として取り扱われません。 1) 資産の譲渡代金をいったん預金とし、別途、銀行からの借入金による資金で保証債務を履行した場合 2) 譲渡代金を会社に貸し付けて、会社から返済した場合 |
| 3 | 求償権の全部または一部の行使ができないこと | 1) 倒産や事業廃止により、法的整理や私的整理があった場合 2) 求償権放棄後に会社が存続し経営を継続している場合でもつぎの要件を充たしていれば、求償権は行使不能として取り扱われます。 他の債権者との関係から、代表者が求償権を放棄せざるを得ない状況にあったこと。 求償権放棄後も、会社が債務超過（時価ベース）の状態にあること。 |

お見逃しなく

法人が債務の免除を受けた場合、債務免除益は益金の額に算入され、前7年内の繰越欠損金の損金算入後に課税所得がある場合は、納税対象となります。

つぎの要件を充たす場合には、7年よりも更に前に発生した税務上の繰越欠損金額のうち、債務免除益に達するまでの金額（上記、課税所得が限度）は、別途、損金の額に算入されます。

- 1) 商法の整理開始命令などの法的整理があった場合
- 2) 法的整理でなくても債権者集会の協議など、恣意性がなく合理性がある資産整理があった場合

（注）繰越期間の7年は平成13年4月1日以後開始事業年度から発生した欠損金額で、それ以前に発生した欠損金額の繰越期間は5年です。